

I 公共用水域水質調査

1 公共用水域水質測定計画の内容

(1) 測定計画の概要

表 1－1 のとおりである。

表 1－1 水質測定計画の概要

水域区分		測定機関	河川 数等	測定地点数 (環境基準点数)	測定頻度	
					年間測定 日 数	1 日当りの 測定回数
河川	江戸川及び流入河川	国土交通省、都、政令市	10	21(12)	12 日	1 回～4 回
	利根川及び流入河川	国土交通省、県	13	26(10)	4 日～12 日	1 回～2 回
	印旛沼流入河川	県	* 7	8(7)	4 日～12 日	1 回
	手賀沼流入河川	県、政令市	5	5(4)	12 日	1 回
	東京湾内湾流入河川	県、政令市	* 10	20(13)	4 日～12 日	1 回～2 回
	東京湾内房流入河川	県	6	11(5)	4 日～12 日	1 回
	九十九里海域流入河川	県	9	16(12)	4 日～12 日	1 回
	南房総海域流入河川	県	10	15(10)	4 日～12 日	1 回
	計		*69	122(73)	—	—
湖沼	印旛沼	県	1	4(1)	24 日	1 回
	手賀沼	国土交通省、政令市、県	1	4(1)	12 日～24 日	1 回
	高滝ダム貯水池	政令市	1	4(1)	12 日	1 回
	亀山ダム貯水池	県	1	3(1)	12 日	1 回
	計		4	15(4)	—	—
海域	東京湾（内湾）	県、政令市	1	23(19)	12 日	1 回
	東京湾（内房）	県	1	9(2)	6 日～12 日	1 回
	南房総・九十九里	県	2	9(0)	4 日	1 回
	計		4	41(21)	—	—

- (注) 1 本表は通年調査に係る測定計画であり、このほか、一部の地点では通日調査を年間 1～2 日実施。
- 2 環境基準点は、生活環境の保全に係る環境基準の類型指定が行われている水域で環境基準を満たしているかどうかの評価を行う測定点である。(ただし、健康項目については全地点で評価。)
- 3 印旛放水路は上流を印旛沼流入河川、下流を東京湾内湾河川として各々計上しているが、河川合計では 1 河川として計上している。(※)

(2) 測定地点

表 1－2 及び図 1－1－1、1－1－2、1－1－3 のとおりである。

表 1－2 公共用水域水質測定地点一覧表

(河川)

河川名	流域	類型指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	番号	測定地点名	測定地点の 所在地	測定機関名
江戸川 旧江戸川	東京湾	江戸川上流	A		1	関宿橋	野田市	国土交通省
			A		2	野田橋	野田市	〃
			A	○	3	流山橋	流山市	〃
			A		4	新葛飾橋	松戸市	〃
			A	○	5	栗山浄水場取水口 (矢切取水場)	〃	〃
		江戸川中流	B		6	市川橋	市川市	〃
			B	○	7	江戸川水門	〃	〃
		江戸川下流 (1)	C	○	8	東西線鉄橋 (江戸川放水路)	〃	〃
		江戸川下流 (2)	C	○	9	浦安橋	浦安市	東京都
利根運河	江戸川	利根運河	B	○	10	運河橋	流山市	国土交通省
			B		11	本川合流前	〃	〃
坂川		坂川	E	○	12	弁天橋	松戸市	松戸市
			E		13	赤塚樋門	〃	〃
新坂川		新坂川	E	○	14	さかね橋	〃	〃
六間川		—	—		15	古ヶ崎排水機場	〃	〃
国分川		国分川	E		16	秋山弁天橋	〃	〃
			E	○	17	須和田橋	市川市	市川市
春木川		春木川	E	○	18	国分川合流前	〃	〃
真間川		真間川	E	○	19	根本水門	〃	〃
			E	○	20	三戸前橋	〃	〃
大柏川		—	—		21	浅間橋	〃	〃
利根川	太平洋	利根川下流	A		22	芽吹橋	野田市	国土交通省
			A		23	大利根橋 (取手)	我孫子市	〃
			A	○	24	栄橋 (布川)	〃	〃
			A		25	須賀	栄町	〃
			A		26	金江津	成田市	〃
			A	○	27	水郷大橋 (佐原)	香取市	〃
			A		28	河口堰	東庄町	〃
			A		29	銚子大橋	銚子市	〃
亀成川	手賀沼	亀成川	B	○	30	亀成橋	印西市	千葉県
金山落		金山落	B	○	31	名内橋	白井市	〃
染井入落		—	—		32	染井新橋	柏市	柏市
大津川		大津川	C	○	33	上沼橋	〃	〃

河川名	流域	類型指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	番号	測定地点名	測定地点の 所在地	測定機関名
大堀川		大堀川	D	○	34	北柏橋	柏市	柏市
手賀川	利根川	—	—		35	手賀沼水門	印西市	国土交通省
鹿島川	印旛沼	鹿島川	A		36	岩富橋	佐倉市	千葉県
高崎川			A	○	37	鹿島橋	〃	〃
		高崎川	C	○	38	寺崎橋	〃	〃
手繰川		手繰川	C	○	39	無名橋	〃	〃
師戸川		師戸川	B	○	40	師戸橋	印旛村	〃
神崎川		神崎川	A	○	41	神崎橋	八千代市	〃
桑納川		桑納川	D	○	42	桑納橋	〃	〃
印旛放水路 （上流）		印旛放水路 上 流	C	○	43	八千代橋	〃	〃
長門川	利根川	長門川	B	○	44	長門橋	栄町	〃
根木名川		根木名川	B		45	さくら橋	成田市	〃
			B		46	根木名橋	〃	〃
			B	○	47	新川水門	〃	〃
			—	—	48	根木名川橋	〃	〃
大須賀川		大須賀川	A		49	関橋	香取市	〃
			A	○	50	黄金橋	〃	〃
横利根川		—	—		51	横利根閘門	〃	〃
与田浦川		—	—		52	与田浦橋	〃	〃
小野川		小野川	B	○	53	小野川水門	〃	〃
黒部川		黒部川上流	B		54	迎田橋	〃	〃
			B	○	55	中央大橋	〃	〃
		黒部川下流	A	○	56	黒部川水門	東庄町	〃
			清水川	A		57	山川橋	香取市
清水川			A	○	58	清水橋	〃	〃
		忍川	—	—		59	富川地先	銚子市
高田川		高田川	A	○	60	白石取水場	〃	〃

河川名	流域	類型指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	番号	測定地点名	測定地点の 所在地	測定機関名
七間川	太平洋	—	—		61	元禄橋	旭市	千葉県
新川		新川上流	C	○	62	干潟大橋	〃	〃
		新川下流	C	○	63	駒込堰	〃	〃
栗山川		栗山川上流	A	○	64	新井橋	多古町	〃
			A		65	栗嶋橋	横芝光町	〃
		栗山川下流	B	○	66	木戸橋（木戸大橋）	〃	〃
高谷川		高谷川	A	○	67	与平橋	〃	〃
木戸川		木戸川	A		68	小池橋	芝山町	〃
			A	○	69	道面橋（木戸橋）	山武市	〃
作田川		作田川	A	○	70	龍宮大橋	九十九里町	〃
真亀川		真亀川	C		71	幸田橋	東金市	〃
			C	○	72	真亀橋	九十九里町	〃
南白亀川		南白亀川	B	○	73	観音堂橋	白子町	〃
一宮川		一宮川上流	B	○	74	昭和橋	茂原市	〃
		一宮川中流	B	○	75	北川橋	長生村	〃
		一宮川下流	C	○	76	中之橋	一宮町	〃
夷隅川		夷隅川上流	A	○	77	三口橋	大多喜町	〃
		夷隅川下流	B		78	増田橋	いすみ市	〃
			B		79	荻谷橋	〃	〃
			B	○	80	江東橋	〃	〃
二タ間川		二タ間川	A	○	81	坂本	鴨川市	〃
袋倉川		袋倉川	A	○	82	まるまん橋	〃	〃
待崎川		待崎川	A	○	83	横渚取水口	〃	〃
加茂川		加茂川	B		84	石田橋	〃	〃
			B	○	85	加茂川橋	〃	〃
三原川		三原川	A	○	86	三原橋	南房総市	〃
			A		87	小向浄水場取水口	〃	〃
丸山川		丸山川	B	○	88	朝夷橋	〃	〃
瀬戸川		瀬戸川	B	○	89	瀬戸川橋	〃	〃
川尻川		—	—		90	川尻橋	〃	〃
長尾川		長尾川	A	○	91	上水道取水口	〃	〃
汐入川	東京湾	汐入川	B		92	東田橋	館山市	〃
			B	○	93	要橋	〃	〃
		平久里川	A		94	岩崎橋（横峰大橋）	〃	〃
A			○	95	平成橋	〃	〃	
増間川		増間川	A	○	96	池田橋	南房総市	〃
佐久間川	東京湾	—	—		97	勝山橋	鋸南町	〃
湊川		湊川	A		98	東郷橋	富津市	〃
			A	○	99	湊橋	〃	〃
			A		100	丹後橋	〃	〃

河川名	流域	類型指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	番号	測定地点名	測定地点の 所在地	測定機関名
染川	東京湾	染川	C		101	染川橋	富津市	千葉県
			C	○	102	川向橋	〃	〃
小糸川		小糸川上流	B	○	103	栗倉橋	君津市	〃
		小糸川下流	C		104	八千代橋	〃	〃
			C	○	105	人見橋	〃	〃
矢那川		—	—		106	平川橋	木更津市	〃
			—		107	富士見橋	〃	〃
小櫃川		小櫃川上流	A	○	108	岩田橋	君津市	〃
			A		109	門生橋	〃	〃
		小櫃川下流	B	○	110	小櫃橋	袖ヶ浦市	〃
			B		111	椿橋	木更津市	〃
御腹川		御腹川	A	○	112	御腹川橋	君津市	〃
養老川		養老川上流	A	○	113	持田崎橋	市原市	市原市
		養老川中流	B	○	114	浅井橋	〃	〃
		養老川下流	C	○	115	養老大橋	〃	〃
村田川		村田川	C		116	新瀬又橋	〃	〃
			C		117	江川橋	〃	〃
			C	○	118	新村田橋	〃	〃
都川		都川	E	○	119	都橋	千葉市	千葉市
葭川		葭川	E	○	120	日本橋	〃	〃
印旛放水路 （下流）		印旛放水路 下 流	C	○	121	新花見川橋	〃	〃
海老川		海老川	E	○	122	八千代橋	船橋市	船橋市

注：類型欄の○は、環境基準点を示す。

(湖沼)

湖沼名	C O D等			N・P			番号	測定地点名	測定地点の 所在地	測定機関名
	類型指定	環境基準 類型	環境基準 点	類型指定	環境基準 類型	環境基準 点				
湖沼名	水域名			水域名						
印旛沼	印旛沼	A		印旛沼	Ⅲ		1	阿宗橋	印旛村	千葉県
		A	○		Ⅲ	○	2	上水道取水口下	佐倉市	〃
		A			Ⅲ		3	一本松下	〃	〃
		A			Ⅲ		4	北印旛沼中央	成田市	〃
手賀沼	手賀沼	B		手賀沼	V		5	根戸下	我孫子市	〃
		B	○		V	○	6	手賀沼中央	〃	〃
		B			V		7	布佐下	印西市	国土交通省
		B			V		8	下手賀沼中央	柏市	柏市
高滝ダム 貯水池	高滝ダム 貯水池	A			—		9	坂下橋	市原市	市原市
		A	○		—		10	加茂橋下流部	〃	〃
		A			—		11	北崎橋	〃	〃
		A			—		12	小佐貫橋下流部	〃	〃
亀山ダム 貯水池	亀山ダム 貯水池	A	○		—		13	堤体直上流部	君津市	千葉県
		A			—		14	小月橋	〃	〃
		A			—		15	亀山大橋	〃	〃

注：類型欄の○は、環境基準点を示す。

(海域)

	海域名	COD				N・P			番号	測定 地点名	緯度・経度 （世界測地系）	測定地点の 所在地	測 定 機関名
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点						
東京内湾	東京湾	千葉港（甲）	C	○	千葉港	Ⅳ	○	1	東京湾5	N 35° 36' 19" E 140° 03' 40"	稲毛沿岸	千葉県	
	東京湾	千葉港（甲）	C	○	千葉港	Ⅳ	○	2	東京湾7	N 35° 33' 52" E 140° 04' 34"	千葉沿岸	千葉県	
	東京湾	千葉港（甲）	C	○	千葉港	Ⅳ	○	3	東京湾12	N 35° 30' 27" E 140° 00' 58"	姉崎沿岸	千葉県	
	東京湾	千葉港（甲）	C		千葉港	Ⅳ		4	千葉1	N 35° 35' 01" E 140° 04' 43"	千葉港前面	千葉市	
	東京湾	千葉港（甲）	C		千葉港	Ⅳ		5	千葉2	N 35° 35' 03" E 140° 06' 30"	千葉港内	千葉市	
	東京湾	千葉港（甲）	C		千葉港	Ⅳ		6	千葉3	N 35° 36' 23" E 140° 05' 09"	千葉新港	千葉市	
	東京湾	千葉港（乙）	B	○	東京湾（二）	Ⅲ	○	7	東京湾6	N 35° 35' 26" E 140° 03' 19"	千葉航路	千葉県	
	東京湾	千葉港（乙）	B	○	東京湾（二）	Ⅲ	○	8	東京湾9	N 35° 32' 13" E 140° 01' 12"	五井沖	千葉県	
	東京湾	千葉港（乙）	B	○	東京湾（二）	Ⅲ	○	9	東京湾11	N 35° 29' 53" E 139° 59' 08"	姉崎沖	千葉県	
	東京湾	東京湾（1）	C	○	東京湾（二）	Ⅲ		10	東京湾17	N 35° 21' 24" E 139° 50' 48"	君津航路	千葉県	
	東京湾	東京湾（2）	C	○	東京湾（イ）	Ⅳ	○	11	東京湾16	N 35° 22' 12" E 139° 52' 55"	木更津航路	千葉県	
	東京湾	東京湾（3）	C	○	東京湾（ロ）	Ⅳ		12	船橋 1	N 35° 40' 00" E 139° 58' 58"	船橋港内	船橋市	
	東京湾	東京湾（4）	C	○	東京湾（ロ）	Ⅳ		13	東京湾2	N 35° 40' 15" E 139° 57' 07"	江戸川河口	千葉県	
	東京湾	東京湾（9）	B	○	東京湾（ロ）	Ⅳ	○	14	東京湾1	N 35° 36' 38" E 139° 53' 52"	浦安沿岸	千葉県	
	東京湾	東京湾（9）	B	○	東京湾（ロ）	Ⅳ	○	15	東京湾3	N 35° 38' 45" E 139° 59' 25"	京葉港沿岸	千葉県	
	東京湾	東京湾（9）	B		東京湾（ロ）	Ⅳ		16	船橋 2	N 35° 38' 28" E 139° 59' 14"	船橋航路	船橋市	
	東京湾	東京湾（1 1）	B	○	東京湾（ロ）	Ⅳ	○	17	東京湾4	N 35° 36' 26" E 139° 58' 02"	市川・船橋沖	千葉県	
	東京湾	東京湾（1 1）	B	○	東京湾（ロ）	Ⅳ	○	18	東京湾8	N 35° 33' 02" E 139° 54' 36"	湾中央	千葉県	
	東京湾	東京湾（1 2）	B	○	東京湾（二）	Ⅲ	○	19	東京湾10	N 35° 32' 17" E 139° 57' 11"	千葉航路入口	千葉県	
	東京湾	東京湾（1 2）	B	○	東京湾（二）	Ⅲ	○	20	東京湾15	N 35° 24' 07" E 139° 51' 47"	木更津沿岸	千葉県	
	東京湾	東京湾（1 2）	B	○	東京湾（二）	Ⅲ	○	21	東京湾18	N 35° 20' 53" E 139° 48' 21"	富津航路	千葉県	
	東京湾	東京湾（1 6）	A	○	東京湾（二）	Ⅲ	○	22	東京湾13	N 35° 29' 02" E 139° 54' 38"	袖ヶ浦沖	千葉県	
	東京湾	東京湾（1 6）	A	○	東京湾（二）	Ⅲ	○	23	東京湾14	N 35° 25' 29" E 139° 51' 46"	木更津沖	千葉県	

	海域名	COD			N・P			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点の所在地	測定機関名
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点					
東京内房	東京湾	東京湾（１７）	A	○	東京湾（水）	Ⅱ	○	24	東京湾19	N 35 ° 16 ′ 60 ″ E 139 ° 47 ′ 04 ″	富津岬下	千葉県
	東京湾	東京湾（１７）	A	○	東京湾（水）	Ⅱ	○	25	東京湾20	N 35 ° 14 ′ 24 ″ E 139 ° 50 ′ 02 ″	上総湊沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（１７）	A		東京湾（水）	Ⅱ		26	東京湾21	N 35 ° 08 ′ 09 ″ E 139 ° 49 ′ 24 ″	保田沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（１７）	A		東京湾（水）	Ⅱ		27	東京湾22	N 35 ° 05 ′ 20 ″ E 139 ° 49 ′ 41 ″	岩井沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（１７）	A		東京湾（水）	Ⅱ		28	東京湾23	N 35 ° 03 ′ 09 ″ E 139 ° 48 ′ 09 ″	富浦沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（１７）	A		東京湾（水）	Ⅱ		29	東京湾24	N 35 ° 00 ′ 58 ″ E 139 ° 49 ′ 13 ″	船形沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（１７）	A		東京湾（水）	Ⅱ		30	東京湾25	N 34 ° 59 ′ 42 ″ E 139 ° 50 ′ 49 ″	北条沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（１７）	A		東京湾（水）	Ⅱ		31	東京湾27	N 34 ° 59 ′ 47 ″ E 139 ° 48 ′ 04 ″	西岬沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（１７）	A		東京湾（水）	Ⅱ	○	32	東京湾28	N 35 ° 03 ′ 02 ″ E 139 ° 45 ′ 38 ″	富浦沖	千葉県
九十九里	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		33	太平洋1	N 35 ° 40 ′ 03 ″ E 140 ° 53 ′ 13 ″	銚子沿岸	千葉県
	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		34	太平洋2	N 35 ° 35 ′ 10 ″ E 140 ° 33 ′ 44 ″	横芝沿岸	千葉県
	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		35	太平洋3	N 35 ° 28 ′ 55 ″ E 140 ° 27 ′ 13 ″	大網白里沿岸	千葉県
	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		36	太平洋4	N 35 ° 22 ′ 51 ″ E 140 ° 25 ′ 05 ″	一宮沿岸	千葉県
南房総	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		37	太平洋5	N 35 ° 16 ′ 52 ″ E 140 ° 26 ′ 04 ″	大原沿岸	千葉県
	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		38	太平洋6	N 35 ° 07 ′ 11 ″ E 140 ° 18 ′ 33 ″	勝浦沿岸	千葉県
	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		39	太平洋7	N 35 ° 04 ′ 26 ″ E 140 ° 08 ′ 35 ″	鴨川沿岸	千葉県
	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		40	太平洋8	N 35 ° 00 ′ 19 ″ E 140 ° 02 ′ 28 ″	和田沿岸	千葉県
	（南房総・九十九里）	—	—		—	—		41	太平洋9	N 34 ° 52 ′ 56 ″ E 139 ° 53 ′ 32 ″	白浜沿岸	千葉県

図1-1-1 公共用水域水質測定地点位置図

河川



図 1 - 1 - 2 公共用水域水質測定地点位置図

湖沼

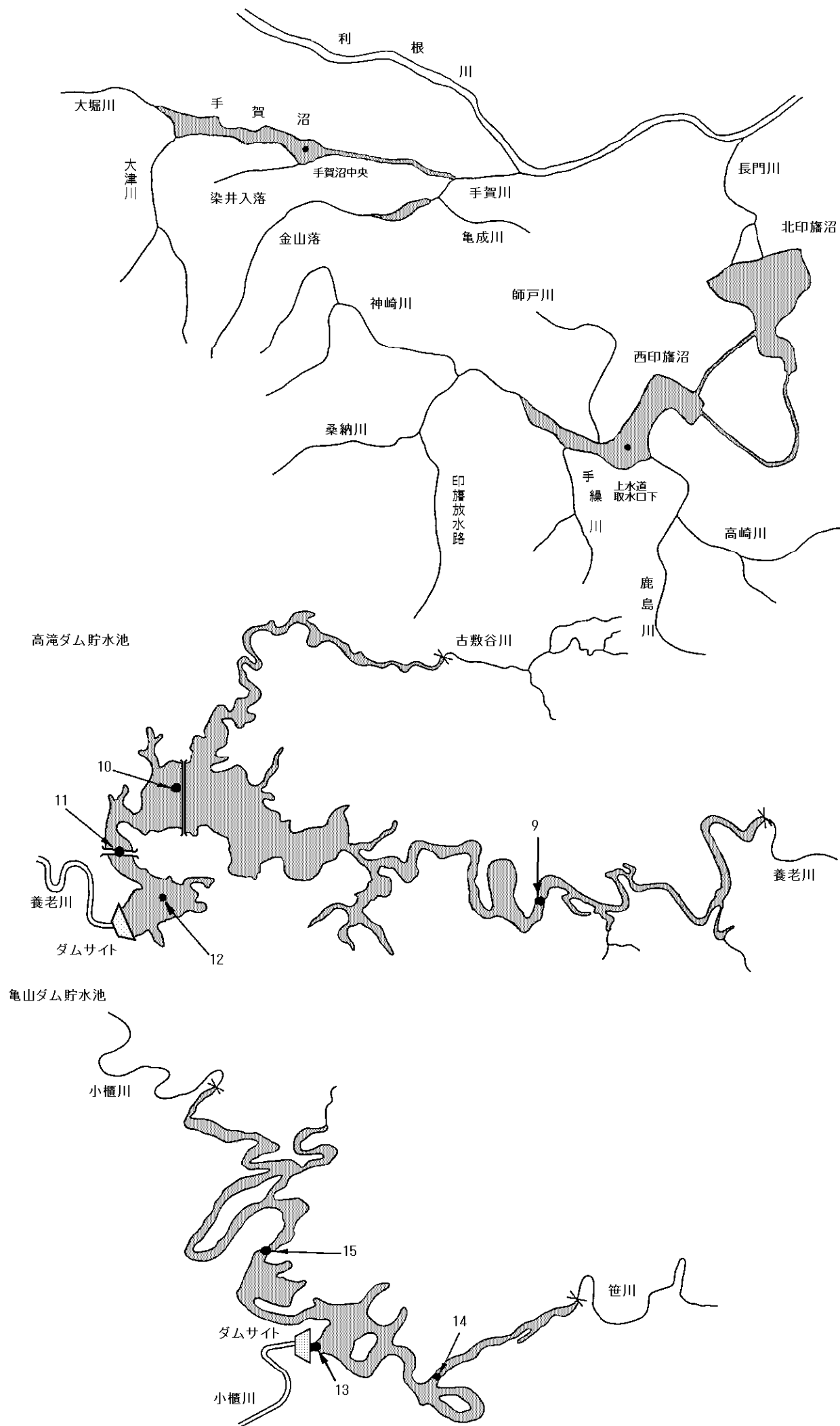
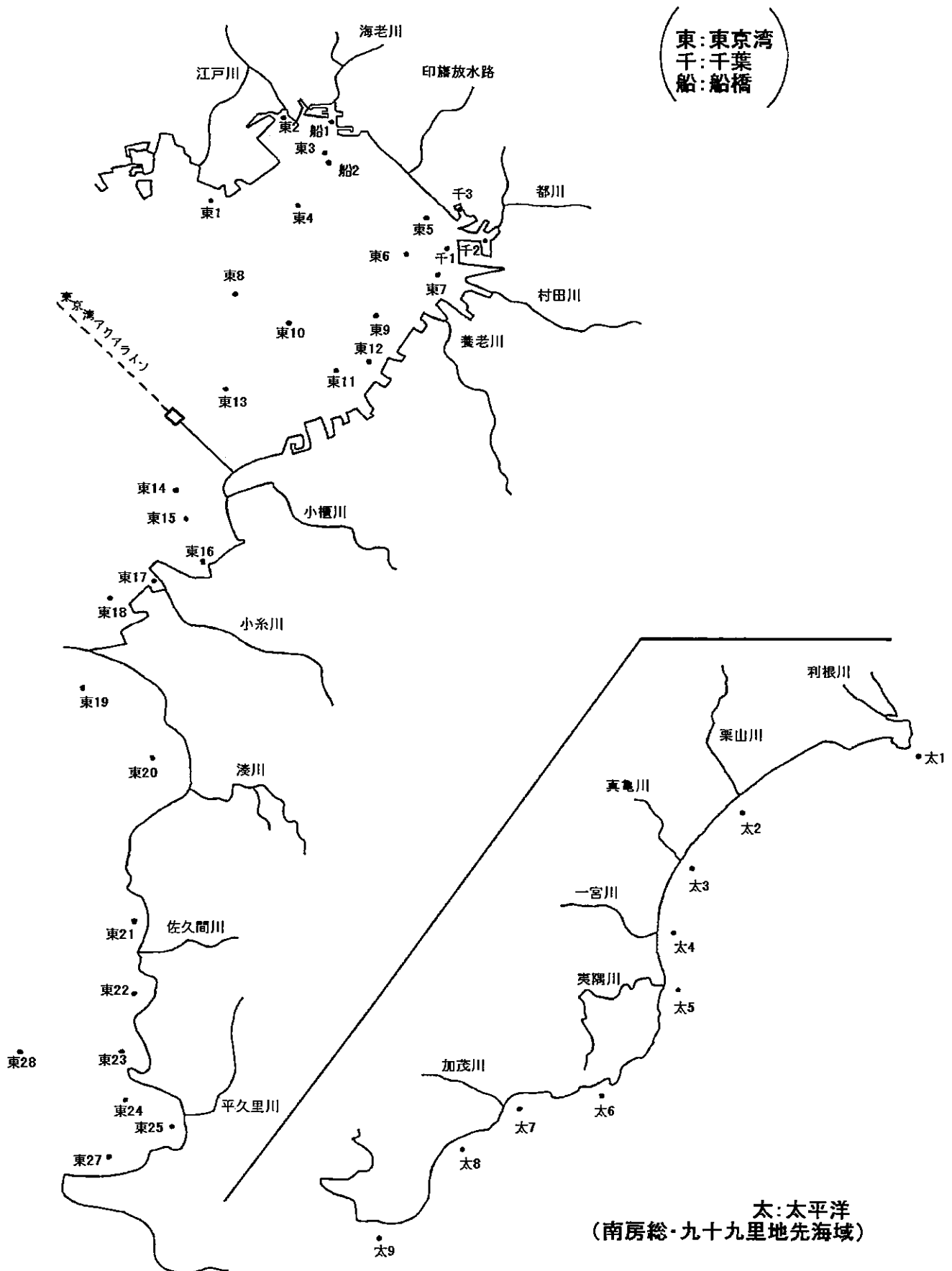


図1-1-3 公共用水域水質測定値点位置図

海域

(東京湾内湾・内房海域)



(3) 測定項目

水質の測定項目は、ア、イのように、国の告示により環境基準が定められているものと、ウ〜キのように、ア、イの補足等のために測定を行っているものがある。

ア 人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）

健康項目は、全測定点に環境基準が適用される。

項 目 名
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素 ^{*1} 、ほう素 ^{*1}

注）*1：ふっ素及びほう素の基準値は海域には適用しない。

イ 生活環境の保全に関する項目（以下、「生活環境項目」という。）

生活環境項目は、利水目的等に応じて水域が指定され、水域ごとに基準がある。

水域の分類	項 目 名
河川	pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数、全亜鉛 ^{*4}
湖沼、海域	pH、DO、COD、SS ^{*2} 、大腸菌群数、 n-ヘキサン抽出物質 ^{*3} 、全窒素、全りん、全亜鉛 ^{*4}

注）*2：SSは、湖沼のみ生活環境項目に指定されている。

*3：n-ヘキサン抽出物質は、海域のみ生活環境項目に指定されている。

*4：全亜鉛は、水生生物に関する生活環境項目であるが、まだ水域が指定されていないため、基準はない。

ウ 特殊項目

フェノール類、銅、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム

エ 水道水源監視項目

また、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」に基づき、トリハロメタン生成能の測定を実施している。

河川、湖沼	トリハロメタン生成能
-------	------------

オ その他項目

水域の分類	項 目 名
3 水域共通	アンモニア性窒素、りん酸性りん、有機体炭素（TOC）、陰イオン界面活性剤、溶解性COD、クロロフィルa、プランクトン
河川	塩化物イオン、電気伝導率、ノニルフェノール
湖沼	塩化物イオン、電気伝導率、DOC、ノニルフェノール
海域	塩分、DOC

カ 要監視項目

人の健康の保護に関連するが、公共用水域等の検出状況、健康影響等からみて、現時点では、引き続き知見の集積に務めるべきと判断した物質である。

項 目 名
E P N、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (ME P)、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル (T P N)、プロピザミド、ジクロルボス (DD V P)、フェノブカルブ (B P M C)、イプロベンホス (I B P)、クロルニトロフェン (C N P)、トルエン、キシレン、クロロホルム* ⁵ 、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウラン、フェノール* ⁵ 、ホルムアルデヒド* ⁵

注) *⁵ : 水生生物の保全に関する項目 (なお、クロロホルムは、既に人の健康に関する要監視項目に定められていたが、水生生物の保全に関する項目にも定められた。)

(4) 測定機関

国土交通省、東京都、千葉県及び水質汚濁防止法に基づく政令市
(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市)

(5) 測定期間

平成18年4月から平成19年3月

(6) 測定方法

表1-3のとおりである。

表 1－3 水質測定方法

項目	方法	項目	方法
pH	JIS K0102 12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
DO	JIS K0102 32に掲げる方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計算結果の得られる方法	チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
BOD	JIS K0102 21に定める方法	ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
COD	JIS K0102 17に定める方法（*ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	セレン	JIS K0102 67.2又は67.3に定める方法
SS	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法（注1）	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素：JIS K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素：JIS K0102 43.1に定める方法
大腸菌群数	昭和46年環境庁告示第59号別表2に掲げる方法（最確数による定量法）	ふつ素	JIS K0102 34.1に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
n-ヘキサン抽出物質	* 昭和46年環境庁告示第59号付表10に掲げる方法	ほう素	JIS K0102 47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
全窒素	JIS K0102 45.4に定める方法	フェノール類	JIS K0102 28.1に定める方法
全りん	JIS K0102 46.3に定める方法	銅	JIS K0102 52に定める方法
全亜鉛	JIS K0102 53に定める方法（準備操作はJIS K0102 53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、JIS K0102 53で使用する水については付表9の1の(1)による。）	溶解性鉄	No.5C ろ紙でろ過後、ろ液をJIS K0102 57.2に定める方法で測定
カドミウム	JIS K0102 55に定める方法	溶解性マンガン	No.5C ろ紙でろ過後、ろ液をJIS K0102 56.2に定める方法で測定
全シアン	JIS K0102 38.1.2及び38.2に定める方法又はJIS K0102 38.1.2及び38.3に定める方法	クロム	JIS K0102 65.1に定める方法
鉛	JIS K0102 54に定める方法	トリハロメタン生成能	平成6年環水管第149号、環水規第163号別紙に掲げる方法（注2）
六価クロム	JIS K0102 65.2に定める方法	アンモニア性窒素	上水試験方法(2001)VI-2 10.2〔参考〕及び10.4に掲げる方法 * 海洋観測指針(1990)8.8.2.4に掲げる方法
砒素	JIS K0102 61.2又は61.3に定める方法	りん酸性りん	JIS K0102 46.1に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	塩化物イオン	衛生試験法(2000)（飲料水）24.2又はJIS K0102 35.3に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	塩分	* 海洋観測指針(1999)5.3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	電気伝導率	JIS K0102 13に定める方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	有機体炭素(TOC)	JIS K0102 22.1又はJIS K0102 22.1備考2に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	陰イオン界面活性剤	JIS K0102 30.1.1又はJIS K0102 30.1.2に定める方法
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	溶解性COD	GFP(GF/C)でろ過後、ろ液をJIS K0102 17に定める方法で測定
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	クロロフィルa	上水試験方法(2001)VI-4 27に掲げる方法（GF/C使用） * 上水試験方法(2001)VI-4 27 備考に掲げる方法（GF/C使用）又は海洋観測指針(1999)6.3.2に掲げる方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	ブランクトン	採水法による種別の同定・計数及び総固体数計数
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	ノニルフェノール	外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアルに定める方法（平成10年10月 環境省） またはJIS K0450 20.10：2002に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	DOC	予め450度、1時間加熱処理したワットマンGF/Cで濾過後、濾液をJIS K0102 22.1又はJIS K0102 22.1備考2に定める方法で測定
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	要監視項目（健康項目）	平成11年環水規第79号に掲げる方法または平成16年環境省通知に掲げる方法（注3）
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	要監視項目（水生生物項目）	平成15年環境省通知に掲げる方法（注4）
1,3-ジクロロプロパン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法		

（平成11年3月12日環境庁水質保全局水質規制課長通知）をいう。